

令和3年度青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、必要な経費等について、令和3年度予算の範囲内において、介護サービス事業所等を運営する設置者に対し、青森県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第2 補助金の交付の対象となる介護サービス事業所等は、別表1に定めるとおりとする。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額等)

第3 補助金の交付の対象となる新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（以下「補助事業」という。）は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日老発0408第1号）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づく、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表2に定めるとおりとし、補助基準単価は、別表5に定めるとおりとする。

3 補助金の額は、別表5に定める補助基準単価と補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額以内の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 総括表(第2号様式(1))
- (2) 事業所・施設別申請額一覧(第2号様式(2))
- (3) 事業所・施設別個表(第2号様式(3))
- (4) 積算内訳(第2号様式(3)(別紙))

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(知事が認める軽微な変更を除く。)をする場合において、事業変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出して承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出して承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、財産管理台帳(第5号様式)その他の関係書類を作成し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに知事に報告すること。

また、知事の定めるところにより、当該消費税及び地方消費税に係る仕

入控除税額の全部又は一部を県に納付すること。

(8) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和4年4月1日から5年間保管しておくこと。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助対象事業の完了後交付する。ただし、知事が必要あると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、補助金請求書(第7号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和4年4月15日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 総括表(第9号様式(1))
- (2) 事業所・施設別実績報告額一覧(第9号様式(2))
- (3) 事業所・施設別個表(第9号様式(3))
- (4) 積算内訳(第9号様式(3)(別紙))
- (5) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用す

る。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。